

諮問日：令和7年10月15日（令和7年度（検審情）諮問第7号）

答申日：令和8年2月9日（令和7年度（検審情）答申第7号）

件名：北見検察審査会における特定の審査事件の文書の不開示判断に関する件
（議決に至った事件の行政文書）

答 申 書

第1 委員会の結論

北見検察審査会（以下「諮問庁」という。）の特定の審査事件に関連して、苦情申出人が、「令和7年1月17日」付け検察審査会行政文書開示申出書（令和7年1月20日受理）で行った文書開示の申出に対し、諮問庁が、令和7年8月6日付け北見検審第22号で一部不開示とした判断（以下「原判断」という。）は妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて（令和7年3月21日付で改定）」（以下「開示申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に基づき、諮問庁が令和7年8月6日付けで原判断を行ったところ、開示申合せ記第10の1に定める苦情が申し出られ、開示申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

一部開示された文書の大部分が黒塗り処理をされ、議決の概要をほとんど読み取ることができない。議決の要旨は掲示板に掲示され、公然と周知されているので、少なくとも議決の種類（不起訴不当など）だけでも適切に開示されるべきである。

議決の要旨も刑事確定裁判記録のように閲覧及び謄写ができるようにすべきである。

閲覧及び謄写の場所は、裁判所や検察庁のように当該検察審査会に赴かなく

てもよいようにすべきである。

第4 諮問庁の説明の要旨

開示文書のうち、議決の概要、議決の結果、議決の種類等が記載される可能性があるものは、審査事件簿の「議決の趣旨」欄及び期日簿の「結果（次回期日）」欄である。

審査事件簿の「議決の趣旨」欄は、事件名、申立人氏名、被疑者氏名、議決日、議決後の措置、事後措置結果及び第一審裁判結果の各欄と一体となって行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条1号の個人識別情報として不開示情報に相当する。情報公開法第5条1号イからハマまでに該当する事由もない。苦情申出人は、議決の要旨は掲示されていることから、公にする慣行があると主張するが、検察審査会法第40条は、審査会議の非公開（同法第26条）の例外として、議決後7日間という限られた期間のみ検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示することとしているのであって、これをもって議決の趣旨が公にすることが予定されている情報（情報公開法第5条1号イ）に該当するとはいえない。

期日簿の「結果（次回期日）」欄は、当該期日の審査会議の結果を簡潔に記載する欄であり、審査会議の内容を明らかにするものであることから、一般市民からなる検察審査会の自由な審査活動を保障するために会議は非公開とされている（検察審査会法第26条）趣旨に鑑みれば、これを公にすれば自由な審査活動を妨げ、検察審査会事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるというべきである。したがって、情報公開法第5条6号の不開示情報に相当する。

なお、苦情の申出書「附記1」のうち、議決の要旨は審査事件の審査活動に関する文書であること、審査事件に関する文書は検察審査会行政文書に含まれないと解されることから、開示手続の対象とはならない。

また、「附記1」のうち、訴訟事件記録の閲覧・謄写と同様の制度を検察審査会の事件審査記録についても設けるべきであるとの時効は制度要望であり、

「附記2」は開示方法の運用改善についての要望であるから、検察審査会行政文書の開示・不開示の判断に対する苦情とはいえない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年10月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和7年12月22日 審議
- ④ 令和8年1月26日 審議
- ⑤ 令和8年2月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 まず、苦情申出人が、議決の概要をほとんど読み取ることができないと主張していることからすると、本件苦情申出の対象は、議決の概要が記載される可能性のある審査事件簿及び期日簿と解される。

審査事件簿については、受理又は職権審査開始年月日、事件名、申立人氏名、被疑者氏名、議決日、議決の趣旨、議決後の措置、事後措置結果、第一審裁判結果及び記載終了の印影が、期日簿においては、期日年月日、時刻、事件番号、事件名、申立人氏名、被疑者氏名、証人等氏名及びその出欠、記載終了の印影、結果（次回期日）及び備考の各部分が不開示とされているところ、これらの情報は、他の情報と照合することにより、被疑者、審査申立人又は担当職員等を識別することができる情報であると認められることから、被疑者、審査申立人又は担当職員等特定の個人を識別することができる情報として、開示申合せ第2又は第3に定める、情報公開法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

もっとも、検察審査会法の定めるところによれば、検察審査会が審査の結果、議決をしたときは、議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨が掲示されることになっており（検察審査会法40条）、掲示場に掲示された情報は「法令の規定により又は慣行として公にされる情報、又は公にすることが

予定されている情報」(情報公開法5条1号ただし書イ)に当たらないかが問題となる。しかし、検察審査会法40条の意義は、検察審査会法26条に定められている審査会議非公開の原則との関係で考える必要がある。即ち、同法40条の趣旨は、議決の要旨を一般に知らしめるとともに、検察審査会の会議の公正を期し、もって国民の信頼を確保することにあると解されるが、掲示場所及び掲示期間はいずれも限定的なものである。また、掲示される内容は、刑事事件の被疑事実を中心とする事項であり、捜査への支障に配慮すべきであり、また、関係者の名誉及びプライバシーの保護を図る必要があるのであって、本来、かかる情報については、行政情報とは異なり、刑事訴訟法47条に準じた慎重な取扱いが要請されるものでもある。これら諸点を踏まえれば、議決の要旨の掲示は限定的なものと解されるのであり、これをもって直ちに、前記の情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に相当するとはいえない。

- 2 また、審査事件簿の受理又は職権審査開始年月日及び議決日、並びに期日簿の期日年月日、時刻、結果(次回期日)及び備考欄については、開示することにより審査期間が推測され、その長短により無用の批判や詮索を招き、審査会議における自由闊達な審査活動が阻害されるおそれがあり、公にすることにより検察審査会議の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある情報(情報公開法5条6号)に相当する。

したがって、諮問庁の判断は相当である。

- 3 なお、諮問庁において、事件番号については審査事件簿で開示しているものの、期日簿では不開示としている点については、前述のとおり事件番号も他の情報と照合することによって個人情報となることから、期日簿については不開示とした諮問庁の判断は相当である。
- 4 苦情の申出書記載の「附記1」は、検察審査会行政文書の開示制度とは別の枠組みで議決の要旨の閲覧及び謄写を求めるものであり、また「附記2」は検

察審査会行政文書の開示制度の運用に関する要望であり、いずれも検察審査会行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対する苦情について定めた基本申合せ第10に基づくものと認めることはできない。

5 以上のとおりであるから、当委員会は、原判断は妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 梶 木 力

委 員 森 山 裕 紀 子

委 員 小 舟 賢